

令和8年9月3日

廿日市市地域包括支援センター運営協議会
委員 各位

廿日市市地域包括支援センター運営協議会事務局
(健康福祉部高齢介護課)

令和8年度第1回地域包括支援センター運営協議会における ご質問への回答について

令和8年8月6日に開催しました令和8年度第1回廿日市市地域包括支援センター運営協議会において、即答できなかったご質問に対し、確認の上、後日回答することとしておりました事項について、次のとおり回答します。

1 介護予防支援の直接契約及び一部委託について

区分	内容
ご質問	市の指定を受け、要支援者と直接契約して介護予防支援を実施できる指定居宅介護支援事業所は何事業所あるか。また、直接契約により担当している件数は何件か。
回答	令和8年4月1日時点で、介護予防支援事業所として市の指定を受けている指定居宅介護支援事業所は6事業所です。 これらの事業所が利用者と直接契約して担当している件数は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を確認したところ35件（令和8年7月末時点）でした。
補足	資料2に記載した「一部委託」とは、地域包括支援センターが実施する介護予防支援業務のうち、個々の利用者に係るケアプラン作成等の一部の業務を居宅介護支援事業所へ委託するものです。 参考として資料2の補足説明をすると、令和8年4月サービス提供分の一部委託件数は合計894件で、内訳は、はつかいち西部213件、はつかいち東部175件、はつかいち中部182件、さいき67件、おおの257件です。

※